令和5年度国民年金システム標準化研究会ワーキングチーム (第二回) 議事概要

日時:令和5年11月21日(火) 14:00~16:00

場所:オンライン開催

事務局設置会場:丸の内二重橋ビルディング17階(東京都千代田区丸の内3-2-3)

出席者(敬称略)

(構成員)

中川 健治 (座長) 株式会社E C O 経営企画室 代表取締役 立石 亨 公益社団法人 国民健康保険中央会 調査役

林 友美 神戸市 福祉局国保年金医療課 国民年金担当課長 門馬 広剛 江戸川区 生活振興部地域振興課国民年金係 係長

絵面 崇子 桐生市 市民生活部市民課 年金担当係長

大森 かおり 下野市 市民生活部市民課保険年金グループ 副主幹 笹岡 誠 岡崎市 福祉部国保年金課 主査(熊谷 敦子 岡崎市

福祉部国保年金課窓口年金係の代理出席)

(オブザーバー)

千葉 大右 デジタル庁 地方業務標準化エキスパート 池端 桃子 デジタル庁 地方業務標準化エキスパート 外園 暖 デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐 水村 将樹 デジタル庁 統括官付参事官付 参事官補佐

伊藤 竜也 デジタル庁 統括官付参事官付

堂前 昭彦 日本年金機構 事業企画部 事業企画グループ長

前田 賢一郎 日本年金機構 年金給付部 給付企画第1グループ長 島添 悟亨 厚生労働省 大臣官房付情報化担当参事官室室長補佐 巣瀬 博臣 厚生労働省 大臣官房付情報化担当参事官室室長補佐

若松 藍子 厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐 濱村 明 厚生労働省 年金局事業管理課 課長補佐

平山 宏昌 厚生労働省 年金局事業管理課 国民年金適用収納専

門官

【議事次第】

- 1. 開会
- 2. 議事
 - (1) 第1回ワーキングチーム及びベンダー分科会の振り返り
 - (2)機能・帳票要件に関する改定案について
 - (3) 今後のスケジュール及び予定
 - (4) その他
- 3. 閉会

【意見交換(概要)】

1. 開会

- ○本日はワーキングチームにつき、司会進行は事務局にて実施させていただく。(事務局)
- ○ワーキングチームは研究会構成員のうち、事業者を除いた構成員が参加となる。出席者の氏名については開催要綱のワーキングチームをご確認いただき、紹介及びご挨拶は割愛させていただく。(事務局)

2. 議事

- (1) 第1回ワーキングチームの振り返り
- ○資料1を用いて説明する。第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会の全体概要について、第一回研究会の内容を振り返ると共に今後の標準仕様書改定についての進め方をお示しした。また、見直し検討の考え方や標準仕様書の見直しのタイミングについてご説明した。その後、今年度の取り組みの1つとして正誤表での対応をお示しし、意見照会やPM0ツールでいただいている質問の中で正誤表として取り組む対象をご説明した。また、2つ目の取り組みである改定案の考え方や進め方について、改定案の対象となる検討テーマをご説明した上で、実際の改定案を提示し議論を実施した。最後にご参考として標準仕様書の長期的な見直しとして、令和8年度以降に取り組む検討内容案をお示しした。資料1の説明としては以上になるが、改定案の発出の方法に関しては前回から変更が発生しているため、この後の議事2にてご説明をする。(事務局)
- ○ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○ご意見等については特段ないと理解した。(事務局)

(2) 今後の検討内容(事務局案)

- ○資料2を用いて説明する。まずは令和5年度の進め方について第一回ワーキングチーム及び ベンダー分科会からの変更点を説明する。その後、改定の対象となるものが何か、また本会 での討議事項は何か、についてお示しする。(事務局)
- ○令和5年度の進め方については、令和4年度の意見照会とPMOツールの意見を正誤表と改定 案で見直しをするとしていたところから、標準仕様書 1.2 版への改定として対応することに 変更となった。その上で、今年度の改定対象が何か、またこの後の議論の対象は何かについ てお示しするが、正誤表対象と令和5年度改定検討対象が1.2版としての改定対象である。 それぞれについて、どのような意見が対象になっているかについてお示しすると、正誤表対 象は仕様書内の誤記指摘、管理項目と基本データリスト及び連携データとの不整合、仕様書 の要件の明確化になる。一方、令和5年度改定検討対象は標準仕様書内での項目不整合、仕 様書内の機能要件種別(実装区分)の不整合、標準仕様書内の記載内容の不整合になる。こ れらの改定対象の中から本会での討議事項として取り上げている事項は全部で5つあり、機 能帳票要件一覧の討議事項は論点①免除・納付猶予申請書受理・審査の管理範囲、論点②日 本年金機構からの情報登録の管理範囲、論点③機能・帳票要件における機能要件間の管理項 目名の統一、論点④機能・帳票要件における機能要件間の実装区分の統一、である。また帳 票詳細要件の討議事項は論点⑤「同一生計配偶者有無」の実装区分の整理、のみを取り上げ ている。また各論点の議論ポイントは、論点①と②は業務において管理上必要となる項目と して標準仕様書に規定する項目を整理すること、論点③は業務において管理上必要となる項 目として標準仕様書に規定する項目を整理すること、論点④は機能要件間の実装区分の不整 合について修正すること、論点⑤は同一生計配偶者有無」の実装区分を整理すること、であ る。(事務局)

- ○令和5年度の進め方及び改定対象について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○前回のワーキングチームから令和 5 年度の進め方が変更となった経緯について、ご説明をお願いしたい。(構成員)
- ○第一回ベンダー分科会にて、構成員の方から改定案としてではなく、改定として取り扱っていただきたいとご要望をいただいた。事務局内でも検討をした結果、改定として取り扱うべきといった結論に至ったため、進め方を変更した。(事務局)
- ○ベンダーとしては標準仕様書、改定案、正誤表と複数の資料がある場合、機能開発の際にどの資料を正として取り組むべきかが不明確になるリスクがある、といったご指摘をいただいた。また、PMO ツール経由で回答しているご意見も存在しており、複数の資料でのご提示では今後の開発に支障が出ると考えた。そのため、改定案ではなく改定という形で対応することとした。(事務局)
- ○承知した。(構成員)
- ○改定案の適用基準日は令和7年度中になる認識で良いのか。(構成員)
- ○ご認識のとおり。令和7年度末までに対応が必要となる事項のみ改定対象として取り上げている。(事務局)
- ○承知した。(構成員)
- ○改定案の適用基準日は令和7年度末である、と回答いただいたが、第一回ワーキングチームで提示いただいた正誤表、改定案どちらにおいても仕様書としての誤りを示している資料と理解している。仕様書に誤りがある状況において、その対応の完了期日を令和7年度末として良いのか。(構成員)
- ○ベンダー分科会等でベンダーの皆様からもご意見を賜りながら、進めることを大前提として、記載の誤りや仕様書間で整合が取れていない意見を改定対象として取り上げている。そのため、既存の仕様の中で実現されている機能の説明について、適切な表現ではない、といったご意見が多く、ベンダー分科会等でベンダーの対応可否については確認を取りながら進めるが、現在の機能要件等を大きく変更する対応ではないと理解している。(事務局)
- ○承知した。(構成員)
- ○他にご意見等あればいただきたい。(事務局)
- ○その他ご意見等は特になく事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした進め方で進めることとする。(事務局)
- ○次に具体的な討議事項に進めさせていただく。各討議事項の説明について、いただいている ご意見について説明した後、論点及びご意見に該当する機能、現状を確認した上で、改定対 応方針をお示しするかたちで進める。まず論点①について、ご意見として帳票詳細要件の国 民年金保険料免除・納付猶予申請書の備考にある「失業年月日」は基本データリストには存 在していないが、「失業年月日」は例示になるのか、といただいている。当意見に対して、標 準仕様書に規定する管理項目の確認を論点とした。現状、帳票詳細要件では「失業年月日」 の項目が存在している一方で機能帳票要件では定義されていないため、管理項目として追加 する必要があると考えたため、改定に向けた対応としては管理項目に「失業年月日」をオプ ションとして機能要件に追加することを事務局案として提示する。(事務局)
- ○論点①について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○該当の帳票には失業年月日の項目は確かに存在するが、特例認定区分の1つとして取り扱う こととなっており、他にも震災等の事由においても同じ取り扱いをしている。特別事情の発 生日と免除開始日については事務処理上管理しており、システム上でも理由及び発生年月日

を管理できる仕組みとなっている。そのため、失業年月日単独で管理しているわけではないが、今回の改定案で失業年月日のみ取り上げた理由をご説明いただきたい。(構成員)

- ○発生事由をどの単位で持つのか、また事務処理基準で定義された管理範囲との整合性から追加する項目については整理する必要がある。なお、失業年月日については、帳票上、特例認定区分において失業年月日を記載するレイアウトとなっており、当該年月日を管理する項目が現在の仕様書上存在しないため追加する。(事務局)
- ○特例認定区分の対象は複数存在するが、帳票上で日付を記載するのは失業の場合のみとなっていることは理解した。(構成員)
- ○他にご意見等あればいただきたい。(事務局)
- ○ご意見等は特になく事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案 で標準仕様書に反映する。(事務局)
- ○それでは次の論点②に進む。ご意見として機能・帳票要件の機能 ID:0260311 (20 歳到達予定国民年金適用対象者等一覧表の情報を国民年金システムに登録できること)の管理項目について、基礎年金番号(予定付番)は基本データリストに存在していないため、記載の見直しを希望する、といただいている。当意見に対して、業務において必要な項目として標準仕様書に規定する管理項目の確認を論点とした。現状、基本データリストに定義されているデータ項目や日本年金機構が管理する当該管理項目名に「基礎年金番号(予定付番)」は存在していない。また、他機能要件においても「基礎年金番号」として管理項目に定義されているため、平仄をあわせるべく管理項目「基礎年金番号(予定付番)」を「基礎年金番号」に変更することを事務局案として提示する。(事務局)
- ○論点②について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○ご意見等は特になく事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案で標準仕様書に反映する。(事務局)
- ○論点③について、ご意見として管理項目「日本年金機構への報告年月日及び返戻年月日」は他機能要件と同じように「日本年金機構への報告年月日」と「返戻年月日」に変更すべき、また「承認期間(開始)」「承認期間(終了)」は「免除始期」、「免除終期」は同じ内容の為「免除始期・終期」に統一すべき、といただいている。当意見に対して、機能要件間で平仄が取れていない管理項目名の統一とその確認を論点とした。現状、「日本年金機構への報告年月日及び返戻年月日」については機能 ID:0260176 と 0260192、0260202 以外の機能要件では「日本年金機構への報告年月日」と「返戻年月日」と定義されている。また、「承認期間」については機能 ID:0260313 と 0260315 以外の機能要件では「免除等の始期・終期」と定義されている。そのため、機能 ID:0260176 と 0260192、0260202 の「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構への報告年月日」と「日本年金機構からの返戻年月日」に分け、機能 ID:0260313 と 0260315 の管理項目「承認期間」を「免除等の始期」「免除等の終期」に変更することを事務局案として提示する。(事務局)
- ○論点③について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○ご意見等は特になく事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案 で標準仕様書に反映する。(事務局)
- ○次に論点④(1)について、管理項目「電子媒体収録有無」において、他機能要件では標準 オプションのため、実装必須となっている機能要件については実装区分をオプションにすべ き、また管理項目「日本年金機構への報告年月日及び返戻年月日」については、他機能要件 を参照すると「日本年金機構への報告年月日」と「返戻年月日」で整理されているように見

須、「返戻年月日」はオプションにすべき、とのご意見をいただいている。当意見に対して、 機能要件間で平仄が取れていない実装区分の統一とその確認を論点とした。現状、ご意見の とおり管理項目「電子媒体収録有無」及び「日本年金機構への報告年月日及び返戻年月日」 について、実装区分が実装必須機能、標準オプション機能のどちらにも定義されている機能 要件があり、機能要件間で平仄が取れていない。そのため、管理項目「電子媒体収録有無」 については標準オプション機能に統一し、「日本年金機構への報告年月日」は実装必須機能、 「返戻年月日」は標準オプション機能、に統一することを事務局案として提示する。「電子媒 体収録有無」、「日本年金機構への報告年月日」及び「返戻年月日」の事務局案について実際 の機能要件を用いて具体例をお示しすると、実装必須機能である機能 ID: 0260172 の管理項 目「電子媒体収録有無」を標準オプション機能である同様の機能要件として定義された機能 ID: 0260410 に移動させる対応を取っている。また、「返戻年月日」、「電子媒体収録有無」を 管理項目として含めている実装必須機能の機能 ID:0260176 については、同様の機能要件が 標準オプション機能として存在していないため、機能 ID:0260438 として標準オプション機 能を新設する、といった対応を取っている。標準オプション機能の機能 ID:0260192 と 0260202 については、実装必須の管理項目「日本年金機構への報告年月日」が含まれていた ため、当機能の管理項目から削除した。(事務局)

受けられるため、分けるべきであり、分ける際には「日本年金機構への報告年月日」は必

- ○論点④(1)について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○論点④の(1)「電子媒体収録有無」について、必須項目に定義されている「報告対象有無区分」をさらに詳しくしたものである理解で良いか。(構成員)
- ○ご認識のとおり。(事務局)
- ○承知した。(構成員)
- ○他にご意見等あればいただきたい。(事務局)
- ○ご意見等は特になく事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案 で標準仕様書に反映する。(事務局)
- ○論点④(2)については3点ほど意見をいただいている。1つ目は、管理項目「在学予定期 間」において、帳票詳細要件ではオプション項目されているが、一部の機能要件では実装必 **須機能として定義されているためオプションに統一してほしい、2つ目は「要件の考え方・** 理由」には"オプション機能とする"と記載がある機能要件について、実装必須機能になっ ているため、オプションに変更してほしい、そして3つ目は機能別連携仕様では、介護保険 システムとの連携はオプションと定義されているため、実装区分をオプションに変更すべ き、といったご意見である。当意見に対して、帳票詳細要件や機能別連携仕様、他機能要件 間で平仄が取れていない実装区分の統一とその確認を論点とした。現状、管理項目「在学予 |定期間||については機能 ID:0260223 以外の機能要件はオプションに区分されている、「要件 の考え方・理由」には"オプション機能とする"と記載がある機能 ID: 0260402 は実装必須 と定義されている、介護保険システムの情報取得については、機能別連携仕様では標準オプ ションに区分されている。そのため、1つ目のご意見に対しては、機能 ID:0260223 に定義 されている管理項目「在学予定期間」については、標準オプション機能である同様の機能要 件の機能 ID: 0260224 に移動する、2つ目のご意見に対しては、機能 ID: 0260402 を標準オ プション機能に変更する、3つ目のご意見に対しては、介護保険システムの情報取得に関係 する機能要件について、標準オプション機能に変更することを事務局案として提示する。(事 務局)

- ○論点④(2)について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○ご意見等は特になく事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案 で標準仕様書に反映する。(事務局)
- ○最後の論点である帳票詳細要件の討議事項について、ご意見として同一生計配偶者有無の確認は市町村で対応する必要がないが、帳票詳細要件の印字項目「同一生計配偶者有無」の実装項目については必須となっているためオプションへの変更を希望する、といただいている。当意見に対して、帳票詳細要件の印字項目の実装項目についての整理を確認することを論点とした。現状、同一生計配偶者の人数は市町村で税制上把握していない一方で帳票詳細要件の実装項目は必須となっている。同一生計配偶者の人数を必ずしも把握する必要はないため、業務対応に平仄をあわせるべく、「同一生計配偶者有無」及びそれに該当する印字項目について、実装項目をオプションに変更することを事務局案として提示する。(事務局)
- ○論点⑤について、ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○「同一生計配偶者」の実装区分についての具体例は一例のみ示していただいている理解で良いのか。免除申請書における市区町村側での確認書について、「同一生計配偶者」といった表記への修正依頼を意見として以前から上げていたが、免除関係の確認書である No. 5 や No. 7 においては今回も修正がされていないように見える。これらの帳票においても、「同一生計配偶者」といった表現に修正すべきではないか、と考える。(構成員)
- ○ご指摘の件については、年金局にて確認、対応をさせていただく。(オブザーバー)
- ○承知した。(構成員)
- ○「同一生計配偶者有無」といった言葉が他の帳票詳細要件含めて横並びで確認しているか。 (構成員)
- ○標準仕様書の策定にあたり、帳票の様式を基準に項目名の整理は進めてきた。一方で構成員からのご指摘の観点での整合性については改めて確認する必要があるため、必要に応じて仕様書の見直しをする。(事務局)
- ○承知した。(構成員)
- ○他にご意見等あればいただきたい。(事務局)
- ○ご意見等は特になく事務局案について問題ない、と理解したため、今回お示しした事務局案で標準仕様書に反映する。なお、構成員から頂いた他の帳票に関するご指摘については、年金局にて確認後、必要に応じて対応を実施する。(事務局)
 - (3) 今後のスケジュール及び予定
- ○資料3の「今後のスケジュール及び予定」資料を用いて説明する。今後のスケジュールとしては、第二回ベンダー分科会にて本日討議した内容をベンダーからの観点でも討議を実施し、12月18日開催予定の第二回研究会で標準仕様書の改定案の提示と意見照会の実施方針の説明を実施する予定である。その後、1月に意見照会を実施し、2月の研究会で意見照会の結果及び最終的な改定案をお示しし、構成員の皆様に内容のご確認と妥当性をご判断いただくことを想定している。なお、スケジュール上には記載していないが、デジタル庁からの各領域やデータ要件・連携要件における作業依頼が発生する可能性がある。当件については、構成員の皆様と議論する内容ではないと考えているが、経過報告等は必要に応じて適宜皆様に共有を実施し、改定案に反映をする。次に第二回研究会の議事次第(案)についてご説明すると、まずはこれまで実施したワーキングチーム及びベンダー分科会の議論の結果を報告し、標準仕様書案の最終版をお示しする。加えて、意見照会にて全国の市区町村の皆様

からご意見をいただくにあたっての進め方や取りまとめ方についてご説明する。最後に、 2024年3月末までのスケジュールを提示することを予定している。(事務局)

- ○ご質問等あればいただきたい。(事務局)
- ○誤記修正の対応として、これまでに正誤表を提示したのか。提示していないのであれば、い つ実施するのか。(構成員)
- ○正誤表はこれまで提示していない。また、令和5年度末までにおいては、正誤表での誤記修正は予定していない。誤記についても1.2版の改定の中でまとめて取り込むことを検討している。(事務局)
- ○誤記修正についても改定として取り込むことになるのか。(構成員)
- ○ご認識のとおり。(事務局)
- ○システムとして変更となる内容については改定で良いと考えるが、単純な誤記は正誤表で対応すべきと考える。(構成員)
- ○誤記等の正誤表で対応する内容であれば改定をしなくとも正誤表で管理する予定だったが、 年度内に正誤表を示すことはせず、すべて改定に含めて提示することとしてデジタル庁と年 金局の間で調整された。そのため、今年度は1.2版の改定の中でまとめてご提示する予定で ある。(事務局)
- ○改定の中で提示いただくこと自体は問題ないが、どこを修正したのかが分かるようにすべき、と考える。(構成員)
- ○承知した。1.2版の改定では、誤記等の修正箇所を明記するかたちでお示しすることは必要、と理解した。対応を検討する。(事務局)
- ○承知した。(構成員)
- ○P2 の改定対象について、この図は、「正誤表対象」と「令和 5 年度改定検討対象」で考えていたものを「改定案」の 1 本にすることになったということを表していると理解すればよいか。(構成員)
- ○ご認識のとおり。補足すると、「改定案」を作成した上で、標準仕様書の改定を実施する。 (事務局)
- ○承知した。(構成員)
- ○P2 の「改定案」は、「改定」に修正する理解で良いのか。(構成員)
- ○その認識で良い。資料を修正して訂正する。(事務局)
- ○承知した。(構成員)

(4) その他

- ○DV の支援対象者について、実際に住んでいる場所と住民票の住所が一緒の人、実際に住んでいる場所と住民票の住所が異なる人の2パターンが存在している。前者は住基システムから連携されているが、後者は住基システムから連携されていない状況であり、別のシステムからの連携を受けて管理をしている。他の領域である介護保険や障害者福祉等のシステムでは住基連携の支援対象者と別連携での支援対象者両方の管理ができる仕様書となっている一方、年金の仕様書では後者の支援者について管理ができないように見受けられる。当件については基幹システムで共通して管理すべき事項だと考えている。後者のDVの支援対象者について対応が漏れた事案が生じた事例もあるため、検討をお願いしたい。(構成員)
- ○当件に関して、他自治体の現状のシステムについて仕様やシステム上の連携有無等、共有いただけることがあればご教示願いたい。(事務局)

- ○現状は特にない。 (構成員)
- ○住基システムから連携されている支援対象者についてはポップアップで表示される。住基システムから連携されていない対象者については把握ができない状況である。(構成員)
- ○住基システムから連携されている支援対象者については、「支援対象者」とポップアップを表示することが可能となっている。また住基システムから連携されていない支援対象者については、担当部署にて個別に「支援対象者」とポップアップを表示することができる。担当課から直接相談があった場合は、年金システムのメモに「支援対象者」であること、「取り扱いには注意すること」と記載することができる。そのため、住基システムから連携されていない支援対象者についても管理ができるシステムにしていただきたい。(構成員)
- ○住基システムから連携されたデータのみを把握している。(構成員)
- ○当件の要件の考え方等についてはデジタル庁にも確認する。また業務として必要性が高い要件であることは理解しているため、システムの仕様に反映すべき事項として年金局と事務局にて検討する。(事務局)
- ○承知した。他領域の仕様書では住基システムから連携されていない支援対象者についても管理できる機能要件が備わっているため、参考にして検討いただきたい。(構成員)
- ○オプションの定義は、自治体側で必要有無を選択できるとの認識で良いか。(構成員)
- ○各ベンダーでのシステム構築にあたって、そのシステムへの搭載有無を選択できる機能要件をオプションと定義している。ベンダーによってオプション機能として搭載している機能に差が生じるため、各自治体は必要となる機能を提供しているベンダーを選択する必要がある。(事務局)
- ○製品を選ぶ、という意味でオプションと定義しているのか。(構成員)
- ○ベンダー側で機能の具備の有無を選択できる機能をオプションとしている。一方でどのベンダーが開発するシステムにおいても、自治体として必ず必要となる機能は必須としている。 (事務局)
- ○承知した。(構成員)

3. 閉会

- ○第二回ベンダー分科会で本日と同じ内容を討議した上で、最終的な対応を研究会で説明、議論をする。(事務局)
- ○本日いただいたご意見については必要に応じて皆様にご連絡をさせていただくため、ご了 承、ご協力をお願いしたい。(事務局)

以上